

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷一十五第

月二十年五十和昭

口繪 紀元二千六百年記念展觀會場寫眞

## 論叢

經濟變動と租稅政策……………經濟學博士 汐見三郎

中國に於ける特殊通貨としての匯割……………經濟學博士 小島昌太郎

經濟の統制について……………文學博士 高田保馬

## 研究

恐慌の歴史性と失業の歴史性……………經濟學士 桑原晋

資本不足と過剰生産……………經濟學士 青山秀夫

丹後機業の生産構造……………經濟學士 堀江英一

## 說苑

蠶種輸出に對する思想……………經濟學博士 本庄榮治郎

日滿支那經濟建設要項に於ける産業分野の決定について……………經濟學士 菊田太郎

公益優先……………經濟學士 鈴木總一郎

ピグーの『戰時經濟論』……………經濟學士 有井治

## 記事

紀元二千六百年記念・經濟學部展觀

## 附錄

外國雜誌論題

本誌第五十一卷總目錄

# 經濟論叢

第五十一卷 第六號 (通卷第百六號)

昭和十五年十二月發行

## 論叢

### 經濟變動と租稅政策

汐見 三郎

#### 第一 經濟變動と財政

經濟變動と財政とが密接なる關係を有してゐる事は本誌第五十一卷第三號に述べた所であるが、本論文に於ては財政の中より特に租稅を取り出し研究を進める、即ち租稅政策を樹立するに當り經濟變動を如何なる程度にまで取り入れるべきかを明かにしたいのである。

經濟變動には豫測し易きものと豫測し難きものとの二つに分れ、豫測し易きものとして季節變動と長期趨勢とがあり、豫測し難きものとして偶發變動と景氣變動とを擧げる事が出来る。季節變動と長期趨勢に關しては大體の見當が立ち其の變動は已に書入れ済みであるから、大した問題とならない。之に反して偶發變動と景氣變動と

は取扱ひに困難な問題である。其の中で偶發變動は事の性質上から全く手の下しようがないが、景氣變動は循環性を有してゐるから之を手懸かりとして解決の道が講ぜられてゐるのである。これ經濟變動と租稅政策の問題にしても景氣變動と租稅政策とが中心題目となる所以である。

國民經濟が發展する限り景氣變動は避くべからざるものと云はれてゐる。特に國民經濟が外國の國民經濟と交渉を持つ場合には自國內の景氣變動の外に外國の景氣變動が加はり兩者が或は消去し合ふ事もあり或は過重せられる事もある。景氣變動は循環性を特長としてゐるが、循環の波動の最も長きものはコンドラチエフ (Kondratieff) の五十年の波長であり、中期のものとしてはジュグラル (Juglar) の八年乃至十年の波長あり、更に短期の波動としてキチン (Kitchin) の三年半の波長が擧げられてゐる。景氣の各種の波動を通じ頂上に達してゐる時を標準として租稅政策を樹立して置くと景氣の downward する時に不都合を生ずるのである。即ち景氣の上昇期に租稅收入の自然増の殆んど全部を國家經費に充當して仕舞ふと、景氣の沈滞期には租稅收入が自然減を生じ赤字公債を發行して景氣を煽揚するか又は稅率を引上げて一時を切り抜けるのが世界各國の採つて來た財政政策であつた。從來の租稅政策は財政收入第一主義で組み立てられ經濟變動に對する考察の如きも第二次的の意味しか持たなかつたのである。

租稅負擔が現今の如く重くなつてゐる際には、國民經濟が景氣の如何なる段階にあるかを見きわめて其の際に適切なる租稅政策を樹立すべきである。勿論、景氣政策としてはシユムペエタアの所謂「創造的再編成」(Durchsetzung neuer Kombinationen) (theory of innovation) により景氣の方向を善導する事が何より望ましくのである。

1) 高田博士、經濟學新講、第五卷186頁。287-192

2) Schumpeter; Business Cycles. Vol. I. p. 87-192.

が、租税政策も相當重要な役割を演ずるのである。即ち從來の財政收入第一主義の租税政策に景氣政策の色彩を加ふる必要が起るのである。

以下、最近の我國の財政に現はれたる現象を基礎として經濟變動と租税政策との關係を明かにしたい。即ち經濟變動特に景氣變動が租税收入の上に如何なる影響を及ぼしたか、更に昭和十五年の税制改革が景氣政策をどの程度にまで取り入れたかの二問題につき研究を進める事とする。

## 第二 景氣變動と租税收入

コンドラチエフの長期の波、ジュグラルの中期の波、キチンの短期の波が我國の租税收入の上に果して如何なる形で現はれてゐるかを調べるには緻密なる研究を必要とするのであるから、茲には昭和年間に於ける景氣變動が我國の財政特に租税收入の上に如何に影響したかを極めて簡単に述べて見たい。

景氣變動を示すものとしては商工省調の工業生産量指數と日本銀行調の卸賣物價指數とを採つた。日本銀行の卸賣物價指數は明治三十三年十月を一〇〇とした數字で示されてゐる。景氣變動を現はすものとしては商工省の工業生産量指數の方が適當してゐるが、昭和六、七、八の三年の平均を一〇〇とし昭和五年分から始めて發表せられた數字であるので景氣の下降期が充分に現はれてゐない缺點を有してゐる。

財政の幅を示す爲めには一般會計歳出を採り、それに租税收入を配したのである。一般會計の外に四十以上の特別會計あり特に昭和十二年以降は臨時軍事費特別會計のあるのを考慮に入れねばならないが、都合により特別

會計の全部を省略する事とした、租稅の方面に於ては少數の廢減稅が行はれたると共に昭和十二年度以降に多數の増新稅を見たのであるが、どれだけが廢減稅又は増新稅の分であるか、どれだけが自然増收又は自然減收の分であるかの分析までには行はないで租稅收入の數字を其儘に採用したのである。然し所得稅課稅物件を附記して置いたから此の缺點は或程度までは救濟する事が出来るのである。勿論これとても第一種所得と第二種所得と第三種所得との單純なる合計額であるから、第一種所得が法人の手より個人に配當せられ第三種所得となつてゐる場合の重複計算の如きは免れ得ないのである。

景氣變動の波を示す指數（日本銀行の物價指數と商工省の生産量指數）と一般會計歳出と所得稅課稅物件と租稅收入（所得稅、地租、營業收益稅、酒稅、租稅收入合計）とを昭和元年乃至十四年の十四年間に對して調べると次の結果を得るのである。

| 昭和元年                 | 二年    | 三年    | 四年    | 五年    | 六年    | 七年    |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 商工省調<br>工業生産<br>量指數  | 二七    | 二六    | 二六    | 二七    | 二七    | 二七    |
| 日本銀行<br>調卸賣物<br>價指數  | 二二七   | 二二〇   | 二二〇   | 二二〇   | 二二〇   | 二二〇   |
| 一般會計<br>歳出（百<br>萬圓）  | 一、七五八 | 一、七五八 | 一、七五八 | 一、七五八 | 一、七五八 | 一、七五八 |
| 所得稅課<br>稅物件<br>（百萬圓） | 四、四八二 | 四、四八二 | 四、四八二 | 四、四八二 | 四、四八二 | 四、四八二 |
| 租稅收入<br>合計（百<br>萬圓）  | 六四〇   | 六四〇   | 六四〇   | 六四〇   | 六四〇   | 六四〇   |
| 所得稅<br>（百萬圓）         | 三三    | 三三    | 三三    | 三三    | 三三    | 三三    |
| 地 租<br>（百萬圓）         | 六     | 六     | 六     | 六     | 六     | 六     |
| 營業收益<br>稅（百萬<br>圓）   | 七     | 七     | 七     | 七     | 七     | 七     |
| 酒 稅<br>（百萬圓）         | 二七    | 二七    | 二七    | 二七    | 二七    | 二七    |

|     |     |     |       |       |       |     |   |     |     |
|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-----|---|-----|-----|
| 八年  | 一三三 | 一八〇 | 二、二五五 | 三、三三一 | 七五五   | 一三三 | 天 | 四   | 三九元 |
| 九年  | 一七〇 | 一七六 | 二、一三三 | 三、七六七 | 八〇九   | 一九  | 五 | 四   | 三九  |
| 十年  | 一四  | 一八六 | 二、〇〇八 | 四、四四七 | 九七    | 三三〇 | 天 | 天   | 二〇元 |
| 十一年 | 一五  | 一九  | 二、二六三 | 四、三六一 | 一、〇五七 | 二七  | 天 | 三   | 三〇〇 |
| 十二年 | 一七〇 | 二二六 | 二、七〇九 | 六、〇三三 | 一、四九元 | 四八  | 天 | 九   | 二四二 |
| 十三年 | 一七  | 二五  | 三、五三四 | 七、五九六 | 一、九四  | 七三  | 五 | 一〇五 | 二六  |
| 十四年 | 一〇  | 二六  | 四、四三三 | 七、五六六 | 二、四六  | 八八  | 天 | 一三  | 二六  |

昭和元年より引續き下降を辿つて來た物價指數も、生産量指數も昭和六年を底として再び騰勢に轉じて上昇しつゝ昭和十四年に及んでゐる。一般會計歳出も同様に昭和六年を底にして下降より上昇へと方向を轉じてゐるが、經費には景氣變動以外の各種の要素が加はるものか必ずしも同一針路を進むものでない。所得税課税物件は昭和七年を底として下向の傾向より上向に轉じたのは注目し得る。所得税課税物件の底が景氣指數の底より一年ずれてゐるのは前年の実績を標準として課税物件を定め本年に之を課税してゐる結果である。租税收入合計も昭和七年を境界として下向より上向に轉じ景氣指數より一年ずれてゐる。

所得税課税物件と租税收入合計との動きを物價と生産量との動きに比較すると、一年のずれはあるが大體に於て平行してゐる事を知るのである。少くとも昭和元年乃至昭和十四年の期間に於ては我國の景氣變動は租税收入の上に相當の影響を與へてゐるのである。

### 第三 各種租税の弾力性

最近十四年間の我が國稅收入の合計が物價指數及び工業生産量指數と類似の方向を示してゐると云つても、それは國稅收入合計の事であつて國稅のすべてが等しく景氣と動向を同じうしてゐると云ふのではない。即ち租稅の性質の如何によつて景氣を感受する程度に差あり彈力性の強きものと彈力性の弱きものとに分れるのである。

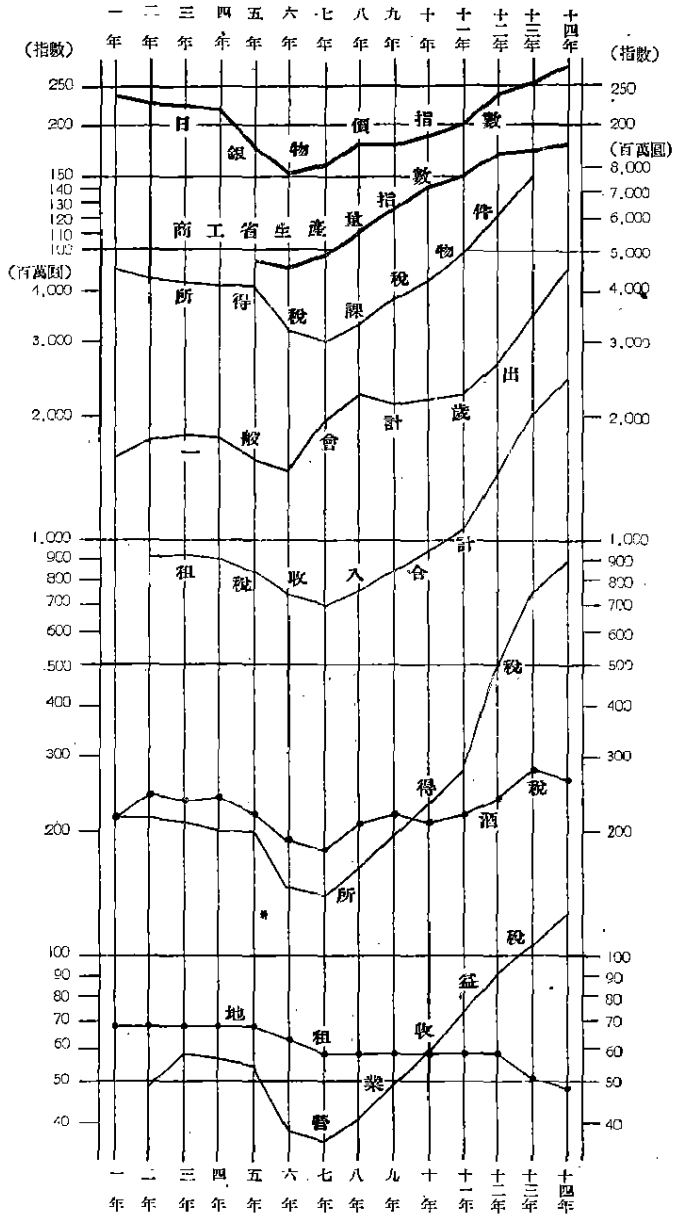
試みに景氣と財政との關係を示す爲めに前項の數字表を基礎として對數圖表を作製すると、各種の租稅の彈力性が明瞭に理解出来るのである。所得稅、酒稅、地租、營業收益稅は次の頁の如く異つた足取をとつてゐる。

圖表の示す所によれば、景氣の變動に對し所得稅と營業收益稅と動きは極めて鋭敏であり、之に反し地租の動きは遲鈍であり、酒稅は兩者の中間を歩んでゐる。

我國の所得稅と營業收益稅とは内容的に多くの共通點を有し特に法人の所得又は法人の營業純益が景氣の波と緊密なる連絡を保つてゐる結果として、所得稅營業收益稅の收入は景氣と共に活潑なる動きを示すものである。

尙、個人所得稅は累進稅率を採用してゐるから、個人所得稅收入は課稅物件の増減以上に上下し従つて景氣の波動以上に増しもし減しもしするのである。かくて所得稅、營業收益稅は多分に彈力性を有してゐる。

然るに地租は土地の賃貸價格といふ固定的のものを課稅標準としてゐる。即ち賃貸價格は「貸主が公課、修繕費其の他土地の維持に必要な經費を負擔する條件を以て之を賃貸する場合に於て貸主の收得すべき一年分の金額」であつて原則として十年をへないと改訂せられないのである。勿論、地目變換（田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地の中に於て又は池沼、山林、牧場、原野、雜種地の中に於て地目を變換する）又は地類變換（田、畑、宅地、鹽田、鑛泉地のいづれかと池沼、山林、牧場、原野、雜種地のいづれかと變換する）による土地の異動があつた場合は別であるが、然らざる限





りは課稅標準は十年間据置きとなるのである。従つて、景氣が如何に變動しようとも稅率に變動なき限り地租收入額は十年間は釘づけとなるのである。要するに地租は此の意味に於て弾力性の乏しきものである。

酒稅收入は從量稅であつて一石につき四十五圓と云ふ風に稅率が定められてゐるから、課稅物件たる酒類の數量の増減によつて増減するのであつて、此點では地租が釘付けとなつてゐるのに反し弾力性に富んでゐるのである。然し酒稅は所得稅、營業收益稅の如き從價稅でないから、課稅物件たる酒類の價格が如何に變動しても酒稅收入には影響なく此點では弾力性が乏しいのである。

要するに課稅物件の數量及價格が其の收入に二重に影響してくる所得稅、營業收益稅—特に個人所得稅では累進稅率を採用してゐるから加速度的に影響する——と相對して、全く收入の固定してゐる地租がある。その中間物として課稅物件の數量のみが影響する酒稅が存してゐるのである。故に租稅收入の弾力性は租稅の種類を異にするに従つて其の程度を異にしてゐる。

#### 第四 基本稅法と經濟變動

昭和十五年四月一日より實施せられた新稅制は中央地方に通ずる稅制の根本的改革を行つた結果として生れたものである。其の目標として、一、中央地方を通じて負擔の均衡を圖ること、二、經濟諸政策との調和を圖ること、三、收入の増加を圖ると共に弾力性ある稅制を樹立すること、四、稅制の簡易化を圖ることの四つの要項が掲げられてゐる。一の負擔の均衡を圖る事は租稅として當然の事であり、四の稅制の簡易化も事變以來の複雑な

る税法を整理する意味に於て議論の餘地の無い所であらう。問題は二の經濟諸政策との調和を圖ることと三の彈力性ある税制を樹立することとの二つである。經濟變動特に景氣變動に對處して新しい租稅政策を樹立すると云ふ事は實に此の二つの目標の中に含まれてゐるのである。思ふに從來の税制改革が財政收入第一主義に終始してゐたのに對し、今回の改革が或程度まで經濟變動特に景氣變動に關する考慮を租稅政策の中に取り入れたのは確かに一つの收獲と云ふべきである。此の事は基本税法にも現はれ臨時租稅措置法にも窺はれるのである。先づ基本税法が經濟變動に關し如何なる立法をとつてゐるかを明かにしたい。

第一は季節變動の問題である。舊所得税法に於ては主として利子所得（公債、社債若くは銀行預金の利子又は貸付信託の利益）に源泉課税を行ひ他の所得には殆んど賦課課税の方法を採つてゐたのである。然るに新所得税法は源泉課税の方法を擴張して單に利子所得に止まらず配當所得にも勤勞所得にも之を及ぼし源泉課税方法が所得課税の重要部分を占むる事となつた。賦課課税によれば、所得を受取つて後に定められたる納期に従ひ納税する事となるので租稅收入は不連續的に國庫に入る事となる。之に反し源泉課税の方法によれば、所得を受取る際に納税するのであるから租稅收入は所得發生と同時に連續的に國庫に入るのである。租稅の納期の定め方如何により生じてゐた季節變動は、所得税が源泉課税方法を擴張した結果として多分に緩和せられる事となつたのである。

第二は景氣變動と租稅政策との關係である。景氣の上昇期には所得が加速度的に増し稅率を増さなくとも租稅の自然増收が生ずると云はれてゐる。逆に景氣の下降期には所得が減じ稅率を増しても自然減收の爲めに豫期の收入を擧げ得ないのである。然し好景氣の時に生ずる所得なるものは事業の實力を如實に反影してゐるものかと

云ふに疑問がある。需要のあるにまかせて生産力を極度に擴張してしぼり出した所得であると、往々にして事業の犠牲によつて算出せられたる抽象的數字に過ぎない事がある。其の結果として従業者の保健を害し機械の修繕を怠り事業の基礎を危くしながら所得の増加を錯覺する様な事も起つてくる。故に好景氣の際に激増する租稅收入の或部分を斷念しても事業の内容充實をはからしめ以て好景氣不景氣を通じ事業の圓滑なる遂行を期せしめる必要がある。國家財政の立場よりしても、この方が永きにわたり租稅收入の確保をはかる所以である。かゝる趣旨よりして新稅法には次の四つの立場が行はれてゐる。その一つは固定資産の堪久年數表を改正し減價償却年限を短縮して物理的償却に止まらず經濟的償却をも行はしめんとしたのである。その二は法人稅法第四條により、法人の各事業年度開始の日前三年以内に開始したる事業年度に於て生じたる損金を法人所得より差引く事である。その三は所得稅法第五條、法人稅法第十二條、營業稅法第十二條により、重要物産の製造、採掘又は採取を業とする者には製造、採掘又は採取の事業を開始したる年及び其の翌年より三年間其の業務より生ずる所得又は純益につき免稅を行ふが如き、特殊の事業會社に對し所得稅、法人稅、營業稅非課稅の法令を定むるが如き、その例である。最後に、相續稅法第十七條が「稅金額百圓以上なるときは相續稅に相當する擔保を提供し七年以内の年賦延納を求むることを得」と定め、更に「相續稅を課すべき相續財産の價額中不動産及不動産の上に存する權利並に信託財産たる不動産の元本の利益を受くべき權利の價額の合計額が相續財産の價額の二分の一を越ゆるときは前項但書の期間は之を十年以内とす」とせるが如き、租稅收入の平準化による景氣變動の緩和とも見られるのである。

第三に個人所得税の中心を分類所得税に置き分類所得税に比例税率を採用した事が各種の經濟變動に對應する爲めに重要な意義を有してゐる。英國の普通所得税の標準税率を上下する事によつて長期趨勢、偶發變動、景氣變動にそなへてゐるが如き役割を我國では分類所得税に求めんとするのである。尤も英國の普通所得税の如く標準税率を八志六片（四割二分五厘の比例税率）の高率に引上げて仕舞つては半ば弾力性が失はれるのであるが、我國の如く四分乃至一割の低率であれば此の機能を認める事が出来る。

第四に地方財政が國家財政（地方分與稅分與金特別會計）より受くる配付稅であるが、經濟變動の如何に拘らず其の總額を一定の範圍内に止めんとする規定が設けられてゐる。即ち配付稅の財源は國稅の一定比率（前々年度に於て徵收したる所得稅及法人稅の百分の十七・三八並に入場稅及遊興飲食稅の百分の五）に基き定められてゐるが、その金額が年により不同があると地方財政の安定性を害する事となる。茲に配付稅の變動を少くする爲めに地方分與稅法が特別の規定を設けてゐる。同法第六條によれば、「分與すべき配付稅の額が前年度に於ける分與額の百分の百十を超過するときはその超過額は之を當該年度に於て分與すべき額より減額」し「分與すべき配付稅の額が前年度に於ける分與額の百分の九十に不足するときはその不足額は之を當該年度に於て分與すべき額に増額」すると定めてゐるのである。

## 第五 臨時租稅措置法と經濟變動

租稅政策の中に經濟變動に對する考慮を取入れる事は基本稅法中にも散見してゐるが、それは主として租稅收

入をあげる目的に出でたものであつて經濟變動に對する考慮は寧ろ結果論として生じたに過ぎない。之に反して臨時租稅措置法は財政收入第一主義の基本稅法の規定に例外を設け經濟變動に働きかけんとする積極性を有してゐる。

臨時租稅措置法が特に考慮をはかつてゐるのは、臨時租稅措置法施行規則の別表を掲げられてゐる時局關係産業であつて次の三十種類があげられてゐる。

- 一 金屬鑛業、二 石炭鑛業、三 石油鑛業、四 製鐵業、五 非鐵金屬製鍊業、六 輕金屬製造業、七 鋼船製造業、八 蒸氣罐製造業、九 原動機製造業、十 電氣機械器具製造業但し家庭用電氣器具製造業を除く、十一 探鐵、掘鐵及製鍊機械器具製造業、十二 金屬工機械製造業、十三 工具及刀具類製造業、十四 化學工業用機械裝置製造業、十五 自動車及同部分品製造業但し小型自動車及同部分品製造業を除く、十六 鐵道用及軌道用車輛製造業、十七 航空機及同部分品製造業、十八 軸受及鋼球製造業、十九 兵器及同部分品製造業、二十 硫酸製造業但し乾式製鍊所より排棄せらるる鐵煙中の亞硫酸瓦斯を回收して製造するものに限る、二十一 石炭酸製造業、二十二 コールタール分溜物製造業、二十三 代用燃料製造業、二十四 硝酸製造業、二十五 染料中間物其他コールドール分溜物誘導體製造業、二十六 パルプ製造業、二十七 硫酸アンモニア製造業、二十八 石油精製業、二十九 人造石油製造業、三十 海運業

思ふに臨時租稅措置法は凡ての事業に積極的に働きかけてゐるが、此等三十種の時局關係産業に對しては種々の場合に特別に租稅の減免を行ふ事となつてゐるからである。

臨時租稅措置法の規定の中から經濟變動に對する租稅政策として考へられるものを取上げて見ると次の六項を得る事が出来る。

第一は超過留保金額の運用による法人稅の輕減である。即ち第一條の二により、法人の各事業年度の所得中留

保したる金額が其の事業年度に於ける所得の十分の三に相當する金額を超過する場合に於て、其の超過部分の全部又は一部に相當する金額を、時局關係産業の用に供する設備の新設、擴張又は改良を爲すに要する資金に充て又は國債證券、興業債券等の有價證券を取得するに要する經費に充てたる時は法人税額を輕減するのである。これ一は生産力擴充と國債消化の政策を遂行する目的に出でゐるが、他方に法人の事業の内容を堅實にするに必要なる立法である。この事は租稅收入を或程度まで犠牲にする事にもなるが、法人をして他日の不況時に對する用意を整へしめる結果を齎すのである。

第二は補助金、研究的施設、固定資産の減價償却年限の特例であつて、第一條の四に規定せられてゐる。補助金なるものは本來は益金又は收入金額に算入せられる筈であるのに大藏大臣の指定する國庫補助金に限り其の全部又は一部を益金又は收入金額に算入しないのである。従つて此種の國庫補助金に相當する金額は租稅負擔を免れる譯である。次に研究をなすに要したる支出金額の中で資本的支出に屬するものは税法上に於て損金又は必要經費に算入しない筈であるのに、前述の時局關係産業に限り資本的支出に屬する研究費でも之を損金又は必要經費に算入し租稅負擔を輕くする事となつてゐる。最後に固定資産の減價償却年限であるが、前掲の時局關係産業のものに限り特別に短い償却年限を採用してゐるのである。元來、時局産業たるものは往々にして投機的の分子に富み目前の利を追ひ將來の事を一向に考へないで經營して行くのが常態であつた、一朝にして景氣が逆轉せんか全く其の存立の基礎を失ふと云ふ危險性がある。茲に租稅政策の上に一大英斷を下して、時局關係産業に對して特別の取扱をなし將來の發展にそなへしめん爲めに或程度の租稅收入を犠牲にしたのである。時局關係産業が

景氣の波を乗り越えて發展する事となると、結局に於て租稅收入を經濟變動の各段階に通じて確保する事となるのである。

第三は重要物産に關する免税を設備増設と製造方法とに擴張した事である。重要物産の製造、採掘又は採取に際して免税を行ふ事は基本稅法にも規定せられてゐる所であるが、それは専ら新規開業の場合にのみ限られてゐるのである。従つて時局に鑑み規模を擴大し新規の製造方法を採用する事があつても免税の恩恵に浴しなかつたのである。茲に臨時租稅措置法第一條の三を設け其の缺陷を補はんとしてゐる。第一に設備の増設の場合には増設したる設備による物産の製造、採掘又は採取の業務より生ずる所得及純益につき、第二に特定の製造方法による物産の製造を開始し又は其の設備を増設したる場合には其の製造方法による物産の製造業務又は其の増設したる設備による物産の製造業務より生ずる所得及純益につき、三年間所得稅、法人稅及營業稅の免税を行ふ事となつてゐる。重要物産につき技術の向上と産額の増加とをはからねばならぬ際であるから適切なる立法と云はねばならぬ。

第四に海外企業の所得については第一條の五が規定してゐる、即ち法人の各事業年度の所得又は個人の甲種事業所得の中に本邦（關東州及南洋群島を含む）外に於ける營業より生ずる所得があるときには其の營業より生ずる所得金額につき法人稅又は分類所得稅を輕減する事としてゐる。外貨獲得により輸入力を確保する企業を獎勵せん爲めに、租稅收入の一部を犠牲に供したる立法であるが、經濟變動に對しても相當の効果を齎すものである。思ふに景氣變動は國內より起るが同時に外國より促される事が少くない。外國より起る景氣變動を海外企業を通じ

て調節する事が出来れば好都合である。

第五に重要鑛物（金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、錫鑛、亜鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、滿侖鑛、ニッケル鑛、水銀鑛、クロム鐵鑛、石油、石炭又は其の鑛産物を産出する鑛業權者の所得に對しては法人税又は分類所得税を輕減してゐる。第一條の六が規定する所である。

第六に同族事業會社に對しては同族保全會社と區別して加算稅率を輕減してゐる。第一條の七が規定してゐる所である、從來は同族會社に對しては個人所得稅との釣合のみを考へて同族保全會社と同族事業會社とを區別する事なく其の事業性を輕視し、専ら同族會社たる所に重點を置き課稅してゐた傾があつたが、本條文により同族事業會社の過重負擔を緩和したのである。

臨時租稅措置法の規定の中から以上の六種の條文を代表的に選び出し各種の方法により租稅の減免が行はれる事を示したのである。此等の規定は主として生産力擴充、國債消化、外貨獲得等の經濟政策の目的より設けられ必ずしも經濟變動に屬する目的のみより出てゐるものでない。然し臨時租稅措置法により租稅の減免が適切に行はれるとなると我國の多くの産業特に時局産業が底力を養ふ事が出来る。從來、花火線香式に忽ち榮え忽ち衰へて仕舞つた時局産業が景氣の波に對し抵抗力を養ふ事が出来れば、これこそ租稅政策の永き安定を期待する所以ともなる。

## 第六 結 論



以上、昭和年間の經濟變動が租稅收入に如何に影響するかを見て各種租稅の弾力性を知り、更に基本稅法と臨時租稅措置法とを通じ昭和十五年の稅制改革が經濟變動と租稅政策との問題を如何なる程度まで解決してゐるかを明かにしたのである。經濟變動特に景氣變動は確かに租稅收入の上に深刻なる影響を及ぼすものである。又租稅負擔が今日の如く大となつてゐる際には租稅政策の如何によつて經濟變動特に景氣變動を善導するものであるから、經濟變動に對して租稅政策は消極的態度に満足せず積極的に働く必要がある。本問題については世界各國に研究あり、我國に於ても既に土方成美博士<sup>3)</sup>、永田清教授<sup>4)</sup>の著書が發表があるが將來ますます研究を積まねばならない。

世界各國の租稅政策に共通した現象であるが、我國の稅法は財政收入第一主義で組み立てられ、經濟變動に關する考慮は基本稅法の一部に於て拂はれてゐたに止まるのである。漸く支那事變が勃發した後に臨時租稅措置法の制定により收入主義と經濟政策との橋渡しが出来たのは喜ばしい事である。臨時租稅措置法は第一條に「當分ハ内本法ニ依り所得稅、法人稅、田畑、地租、營業稅、砂糖消費稅、織物消費稅、登録稅及臨時利得稅ヲ輕減又ハ免除ス」と規定し極めて暫定的の立法のように見受けられるが將來に多分の發展性を藏してゐるのである。但し保護關稅と同様に餘りに基本稅法と臨時租稅措置法との保護が過度に過ぎると、國家が租稅收入を失ふと共に産業それ自體の發達を妨げ、意外の結果を惹起する事となる。收入主義と經濟政策とを如何に調和するかが重要な問題である。

經濟變動と租稅政策との關係を明かにする爲めには上述の如く各種租稅の内容を究める必要があるが、更に租

3) 日本經濟研究  
4) 財政と景氣政策(三田學會雜誌第三十一卷第九號) 財政と經濟の波動(三田學會雜誌第三十四卷第七號)

税以外の各種の要素の分析を行ふ事が大切である。現に最近の我國の租稅收入が自然増收を齎してゐる事を理解する爲めには臨時軍事費特別會計の存する事と「軍ノ需要充足ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法律」(昭和十三年三月二十二日法律第十六號)が圓滑に運用せられてゐる事を考へねばならぬ。思ふに非常時財政を變理して行く爲めには二面の用意が必要となつてくる。差し當りの三四ヶ月又は一年を目標としてゐる財政の必要な事は云ふまでもない。同時に永續的の財政を考慮して置かねばならぬ。永續的の財政は景氣の波長を前提として定めらるべくコンドラチエフ又はジュグラルまでは行かなくともキチンの波長だけでも取り入れる用意があるべきである。昭和十五年の稅制改革が經濟變動と租稅政策との關係に相當の考慮を拂つた事は我國將來の財政政策の方向を暗示するものとして注目すべきである。

最後に注意すべきは租稅政策と統制經濟との關係である。いくら租稅立法で經濟變動又は景氣變動に對する考慮を拂つても、統制經濟の他の立法で其の目的を裏切るような事があつては折角の租稅政策を實現し得ないのである。茲に經濟變動と租稅政策の問題は經濟變動と統制經濟の問題に進展して行くのである。